

物品管理センター施設及び設備に関する契約書（案）

高砂市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という）は令和5年___月___日締結の物品管理業務委託契約に基づく、施設及び設備に関する費用の負担を明確にするために、本契約を締結する。

（施設、設備、保守等）

第1条 発注者は、物品管理業務に必要な発注者の施設及び設備を無償で受注者に提供する。

2 施設及び設備の保守及び修繕に係る費用については、発注者が負担するものとする。

3 施設及び設備の日常点検については、受注者が行う。この場合において、異常を発見したときは、受注者は、発注者に速やかに報告しなければならない。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、物品管理業務委託契約の契約期間と同様とする。

（施設及び設備）

第3条 施設及び設備の明細は、次のとおりとする。

（1） 施設 物品管理センター

（2） 設備 診療材料保管庫及び搬送用台車

本契約の証として、本契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年___月___日

発注者 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市
高砂市病院事業管理者 院長 渡部 宜久

受注者